

(Ⅱ型・単体)

入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

本案件は、電子入札案件であり、ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を利用した入札を実施するものである。

本案件は施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに、価格以外の要素を総合的に評価し、最も評価の高い入札者を落札者とする「総合評価落札方式Ⅱ型」により執行する。

令和7年1月31日

前橋市長 小川 晶

1 入札対象案件	
(1) 契約事務案件番号	5061019772
(2) 件名	学校給食西部共同調理場調理室ほか大規模改造工事（第4期）
	債務負担案件 該当
	再度公告案件 非該当
(3) 履行場所	前橋市総社町総社2368番1ほか
(4) 概要	本館：既設鉄骨造2階建 改修部分床面積1,638m ² 内部：調理室の一部及び洗浄室の塗装改修、内装改修等大規模改造 上記に伴う電気設備、機械設備、厨房設備改修
(5) 履行期間	令和7年3月13日 から 令和7年10月1日まで
	フレックス工期 非該当
	週休2日制現場 非該当
(6) 予定価格（税抜き）	金 127,770,000円
	調査基準価格 有
(7) 入札保証金	免除
(8) 契約保証金	要（請負代金額の10分の1以上）
(9) 前金払	有
(10) 部分払	無
(11) 建設リサイクル法	該当
(12) 議会に付すべき契約	-
(13) 設計業務等の受注者	（株）山田工務所（所在：前橋市表町2-9-15）
2 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 入札参加形態	単体
(2) 建設業の許可	建築工事業 特定
	公告日時点において、上記要件を満たす者であること。
(3) 資格者名簿への登録	建築一式工事
	公告日時点において、令和6・7年度の前橋市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に上記業種で登録されている者であること。
(4) 等級又は所在地	A
	公告日時点において、資格者名簿に上記等級で登録されている者又は資格者名簿に登載された事業所の所在地が、上記要件を満たす者であること。

(5) 履行実績等	平成26年度以降において、元請として、完成、引渡しが完了した、次に掲げる建築一式工事の施工実績があること。(共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。)	
	<p style="text-align: center;">工事種別：新築、増築、改築又は改修 構 造：鉄骨造又は鉄筋コンクリート造</p> <p>公告日時点において、上記要件を満たす者であること。</p>	
(6) 現場代理人	開札日時点において、3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置できる者であること。	
(7) 主任技術者等	入札参加申請日時点において、3か月以上直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を建設業法第26条の規定に基づき配置できる者であること。	
(8) 他の一般競争入札等に 参加している場合の取扱い	分割工事の設定	無
	-	
	分割対象案件(発注済・同日公告同日開札(開札順)、発注予定等)	
	一抜け方式の設定	無
	-	
	開札順序・案件名等	
(9) その他の参加資格	<p>ア 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者又は同条第2項各号の規定に基づく本市への入札参加の制限を受けていない者であること。</p> <p>イ 前橋市暴力団排除条例(平成23年前橋市条例第38号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。</p> <p>ウ 入札参加申請の日から契約締結日までの期間に前橋市指名停止措置要綱(平成6年3月29日伺定め)第2条又は前橋市暴力団排除対策措置要綱(平成23年3月17日伺定め)第2条の規定による指名停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>エ 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、次のいずれにも関連がある者でないこと。 (ア)親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者。 (イ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている者。 (ウ)上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者。</p> <p>オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者(会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、手続開始の決定がなされた後において、競争入札参加資格の再認定を受けている者。)であること。</p> <p>カ 建設業法第27条の23の規定により経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値の通知(当該工事に係る請負契約を締結する予定の日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に発せられたものに限る。)を有している者であること。</p> <p>キ 設計業務等の受注者でないこと又は1(13)に掲げる設計業務等の受注者と資本若しくは人事面において次のいずれにも関連がある者でないこと。 (ア)設計業務等の受注者の発行済株式総数の100分の50を超え</p>	

	<p>る株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。</p> <p>(イ) 建設業者の代表権を有する役員が、1(13)に掲げる設計業務等の受注者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。</p> <p>公告日時点において、上記要件を満たす者であること。</p>
3 総合評価に関する事項	
(1) 総合評価点の算定方法	<p>総合評価は、入札者の入札価格に基づいて算定した「価格点」と入札者が提出した評価項目算定資料から施工能力等を算定した「価格以外の評価点」を加算した総合評価点をもって行う。</p> <p>総合評価点＝価格点(最大75点)＋価格以外の評価点(最大25点)</p>
(2) 価格点の算定方法	<p>価格点＝配点(75点)×最低価格／入札価格</p> <p>[小数点以下第4位を四捨五入]</p>
(3) 価格以外の評価点の算定方法	<p>価格以外の評価点は、評価項目及び評価基準に基づき算定した評価点の合計とする。</p>
(4) 価格以外の評価内容の確保	<p>ア 総合評価に関して提出した資料等に虚偽記載等明らかに悪質な行為があった場合は、契約の解除を行うとともに、指名停止等の措置を行う。</p> <p>イ 施工計画書に記載された内容が達成されなかった場合は、受注者の責に帰すことが出来ない事由によると市長が認めた場合を除き、施工計画の評価点に基づき算定された違約金として、施工計画の評価点に1を加えた数値に契約締結時の請負代金額を乗じ、総合評価点で除した額(小数点以下切り捨て)を指定した期間内に支払わなければならない。</p> <p>ウ 工事完成検査時において算定される地元企業の活用率が、総合評価点の算定の際に加点された地元企業の活用計画の評価点に応じた評価基準における活用率の下限を下回った場合は、前橋市工事成績評定要綱に基づく工事成績評定において減点する。</p>
(5) 入札結果の公表	<p>入札結果及び総合評価に関する審査結果は、前橋市建設工事等の発注見通し等の公表に関する要綱に基づき公表する。</p>
4 入札手続き等	
(1) 設計書等の配布	<p>電子入札システムから配布する。</p>
(2) 入札参加の申請方法	<p>入札参加資格確認申請書兼誓約書(様式第1号)及び次に掲げる入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を添付し、電子入札システムにより申請すること。期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができない。</p> <p>なお、申請書等は、1つのフォルダ内にまとめZip形式に圧縮することとし、提出する電子ファイルの容量が3MBを超える場合は4(6)入札担当部署まで連絡すること。</p> <p>ア 総合評定値通知書の写し(建設業法施行規則第十九条の九、第二十一条の四関係様式第二十五号の十五)(入札参加資格審査書類提出時点で有効かつ最新のもの)</p> <p>イ 建設業許可通知書の写し(最新のもの)</p> <p>ウ 同種工事の施工実績</p> <p>エ 同種工事の施工実績を証明する工事請負契約書の写し等</p> <p>契約書の写しは、工事名・金額・工期・発注者・受注者・工事内容の確認ができる部分のみでよい。当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム(以下「CORINS」という。)」に登録されている場合は、契約書の写しに代えて同システムの打ち出し帳票の写しでもよい。ただし、CORINS登録の内容で同種工事の条件が確認できない場合は、図面等の写しも一緒に添付すること。</p> <p>オ 配置予定技術者の資格・工事経験</p>

	<p>配置予定の技術者については、複数の候補技術者を記載することができる。</p> <p>カ 配置予定技術者の資格及び雇用関係を証明するもの</p> <p>キ 建設業許可申請書の写し（建設業法施行規則第二条関係 様式第一号）（最新のもの）</p> <p>ク 営業所等技術者等一覧表又は専任技術者一覧表の写し（建設業法施行規則第二条関係 様式第一号 別紙四）（最新のもの）</p> <p>ケ 常勤役員等（経營業務の管理責任者等）証明書の写し（建設業法施行規則第三条関係 様式第七号）（最新のもの）</p>				
(3) 入札公告又は設計書等に対する質問方法	<p>ア 電子入札システム内の説明要求内容欄に質問内容を入力することとし、「添付資料追加」機能は使用しないこと。なお、題名、説明要求内容等に入札参加者名を特定できる記載がある質問には回答しない。</p> <p>イ 入札公告に対する質問と設計書等に対する質問は、それぞれ別の質問として登録すること。</p>				
(4) 質問に対する回答書の閲覧方法	電子入札システムにより閲覧すること。				
(5) 入札書、積算内訳書及び評価項目算定資料の提出方法	電子入札システムにより提出すること。積算内訳書及び総合評価に係る評価項目算定資料は、入札書に添付し、積算内訳書と併せて1つのフォルダ内にまとめ、Zip形式に圧縮すること。なお、提出する電子ファイルの容量が3MBを超える場合は4(6)入札担当部署まで連絡すること。				
(6) 入札担当部署（問い合わせ先）	<p>前橋市総務部契約監理課 審査契約室</p> <p>前橋市大手町二丁目12番1号 市役所本庁舎3階</p> <p>電話 027-898-6288（ダイヤルイン）</p> <p>メールアドレス shinsa-k@city.maebashi.gunma.jp</p>				
5 入札日程等					
(1) 設計書等の閲覧	公告日から				
(2) 入札参加の申請期間	公告日から 令和7年2月7日(金) 16時まで				
(3) 入札公告又は設計書等に対する質問期間	公告日から 令和7年2月17日(月) 16時まで				
(4) 質問に対する回答書の閲覧期間	令和7年2月19日(水)から				
(5) 入札参加資格確認結果通知書の通知	令和7年2月14日(金)				
(6) 入札書、積算内訳書及び評価項目算定資料の提出期間等	令和7年2月21日(金) 10時00分から				
	令和7年2月26日(水) 12時00分まで				
	<table border="1"> <tr> <td>入札回数</td> <td>1回</td> <td>積算内訳書</td> <td>有</td> </tr> </table>	入札回数	1回	積算内訳書	有
入札回数	1回	積算内訳書	有		
(7) 開札日時	令和7年3月3日(月) 9時30分				
6 入札時の注意事項					
(1) 独占禁止法の遵守	入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為をしないこと。				
(2) 入札書に記載する金額	落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。				
(3) 積算内訳書	積算内訳書は、積算内訳資料と同項目とし、記載内容については数量、単価、金額等を明らかにしたものであること。				
(4) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。 ア 本競争入札に参加するために必要な資格のない者の入札				

	<p>イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札 ウ 同一事項に対し2以上の入札をした者の入札 エ 入札に際し不正行為のあった者の入札 オ 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札 カ 積算内訳書を提出しなかった者の入札 キ 積算内訳書の金額と入札書のアmountが同額ではない者の入札 ク 記載不備等の意思不明瞭な積算内訳書を提出した者の入札 ケ その他入札に関する条件に違反した者の入札</p> <p>なお、刑法、独占禁止法等の規定に抵触する行為をしない旨の誓約書を提出しない者のした入札は、上記ケに該当する。また、入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、落札決定時において入札参加資格のない者が行った入札は上記アに該当する。</p>
(5) その他	<p>ア 提出した入札書の手換え、引換え又は撤回は、認めない。 イ 入札参加者は、入札書を提出するまではいつでも入札を辞退することができる。</p>
7 落札者の決定	
(1) 落札者の決定	<p>ア 総合評価点の最も高い者を落札者とする。 イ 一抜け方式が設定された案件にあって落札者が同一となる場合、開札順序が後の案件の落札者を先の案件の落札者の次順位の者とする。この場合において、対象案件が3件以上あるときは、落札者が重複しないよう、順次、次順位へ繰り下げる。このため、落札候補者は、先に開札した入札の落札者の決定の結果によっては、落札候補ではなくなることがある。</p> <p>なお、一抜け方式の対象案件のうち、一部の入札が中止又は不調となった場合は、当該中止又は不調案件はなかったものとみなし、入札手続きを続行する。</p> <p>ウ 落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより決定する。</p>
8 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	
(1) 苦情申立書及び提出方法	<p>入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求める場合は、入札参加資格確認結果通知を行った日の翌日から起算して3日以内（前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）に規定する、土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの日（以下「休日」という。）を除く。）に入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に関する苦情処理要領（平成19年7月24日伺定め。以下「苦情処理要領」という。）で定める苦情申立書（様式第1号）を4(6)入札担当部署に持参により提出すること。</p>
(2) 苦情申立書に対する回答方法	<p>苦情処理要領で定める苦情申立回答書（様式第2号）により、苦情申立書の提出期限の翌日から起算して2日以内（休日を除く。）に回答する。</p>
9 その他	
<p>(1) 電子入札システムによる手続きは、電子入札システム利用時間内（休日を除く、平日の9時から20時の間）に行うこと。 (2) 4(6)入札担当部署へ提出書類を持参する場合は、休日を除く、平日の8時30分から17時までの間に行うこと。 (3) 現場説明会は、開催しない。 (4) 申請書、積算内訳書及び評価項目算定資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 (5) 申請書、積算内訳書及び評価項目算定資料の差し替え又は再提出は認めない。 (6) 提出された申請書、積算内訳書及び評価項目算定資料は、返却しない。 (7) 提出された申請書、積算内訳書及び評価項目算定資料は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。 (8) 申請書、積算内訳書及び評価項目算定資料に虚偽の記載をした場合においては、前橋市指名停止措置要綱に基づく指名停止を行う。 (9) 前橋市建設工事等電子入札運用基準（平成18年12月26日伺定め）の規定により、発注者の判断において、電子入札から紙入札へ切り替える場合がある。</p>	

- (10) 入札参加者は、前橋市建設工事等入札注意事項を熟読し、これを遵守すること。
- (11) フレックス工期により実施する工事等の取扱いは、次のとおりとする。
- ア 落札者が設定した契約期間に基づく契約により増加する経費は、落札者の負担とする。
 - イ 契約期間の始期日の前日までは、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事等に着手してはならない。
 - ウ 契約期間の始期日の前日までは、当該工事現場の管理は市の責任において行う。
 - エ 契約期間の始期日の前日までは、現場代理人及び主任技術者等を配置することを要しない。
 - オ 前払金を請求できる時期は、契約書で定めた契約期間とする。ただし、ゼロ市債案件については、契約期間内であっても契約年度に前金払を請求することができないものとする。
- 公告日時点において、上記要件を満たす者であること。

評価項目及び評価基準

区分	評価項目	配点	評価基準	評価点
企業関係評価項目	1 企業工事成績評定(令和2年度～令和5年度) ・本市発注の対象工種の工事成績評定点(特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。)の平均値により評価する。 ・対象となる評定点が無い場合は平均値を65点とみなす。 ・評価点の小数点以下第4位は四捨五入する。	3.0点	80点以上	3.0点
			65点超80点未満	(平均値-65)×3.0/15点
			65点	0点
			65点未満	(平均値-65)×3.0/15点
	2 企業の優良工事の受賞(令和3年度～令和6年度) ・本市発注の対象工種の優良建設工事表彰の受賞の有無により評価する。	3.0点	表彰有り	表彰回数×1.0点 〔最大3.0点〕
			無し	0点
	3 企業の施工実績 ・公告日時点において評価対象工事を施工した実績により評価する。	2.0点	4年以内の実績有り	2.0点
			4年を超える実績有り	1.0点
			実績無し	0点
	4 ISO等の認証取得 ・公告日時点において有効な、ISO9001、ISO14001及びエコアクション21の認証取得の有無により評価する。 ・ISO14001とエコアクション21の重複加点は行わない。	2.0点	ISO9001、ISO14001双方を取得	2.0点
ISO9001、エコアクション21双方を取得			1.5点	
ISO9001、ISO14001のいずれかを取得			1.0点	
エコアクション21を取得			0.5点	
無し			0点	
5 指名停止の状況(令和2年度～令和6年度) ・本市からの指名停止の有無により評価する。	0点	指名停止有り	指名停止日数×-0.1点 〔最大-3.0点〕	
		無し	0点	
社会的条件関係評価項目	6 地域内における本支店、営業所等の有無 ・公告日時点において本市内の営業拠点の有無により評価する。	1.0点	本店有り	1.0点
			支店、営業所有り	0.5点
			拠点無し	0点
	7 地元企業の活用計画 ・地元企業が施工する割合で評価する。	3.0点	90%以上	3.0点
			70%以上90%未満	2.0点
			50%以上70%未満	1.0点
			50%未満	0点
	8 技術者の雇用 ・公告日時点において経営事項審査に係る総合評定通知書に記載されている技術職員数により評価する。	1.0点	50人以上	1.0点
			20人以上50人未満	0.5点
			20人未満	0点
9 地域防災力(令和4年度～令和5年度) ・前橋市が管理する社会資本の維持修繕に関して、応急対策又は市との災害時協定を締結した団体としての活動実績の有無により評価する。	1.0点	3回以上の実績有り	1.0点	
		3回未満の実績有り	0.5点	
		実績無し	0点	
技	10 配置予定技術者工事成績評定(令和2	3.0	80点以上	3.0点

術者関係評価項目	年度～令和5年度) ・主任技術者、監理技術者又は担当技術者として携わった前橋市発注の対象工種の工事成績評定点(特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。)の平均値により評価する。 ・対象となる評定点が無い場合は平均値を65点とみなす。 ・評価点の小数点以下第4位は四捨五入する。	点	65点超80点未満	(平均値-65)×3.0/15点
			65点	0点
		65点未満	(平均値-65)×3.0/15点	
	1 1 配置予定技術者の優良工事の受賞(令和3年度～令和6年度) ・主任技術者、監理技術者又は担当技術者として携わった前橋市発注の対象工種の優良建設工事表彰の受賞の有無により評価する。	3.0点	有り	表彰回数×1.0点 〔最大3.0点〕
	無し		0点	
	1 2 配置予定技術者の施工実績 ・公告日時点において主任技術者、監理技術者又は担当技術者として評価対象工事を施工した実績により評価する。	1.0点	4年以内の実績有り	1.0点
			4年を超える実績有り	0.5点
			実績無し	0点
	1 3 若手・女性技術者の配置 ・公告日時点において若手技術者(45歳未満)又は女性技術者の配置の有無により評価する。	1.0点	若手かつ女性技術者の配置有り	1.0点
			若手技術者又は女性技術者の配置有り	0.5点
			配置無し	0点
	1 4 配置予定技術者の継続教育(令和4年度～令和5年度) 主任技術者又は監理技術者としての所有資格に関するCPDの取り組みを評価する。	1.0点	10単位以上	1.0点
			10単位未満	0.5点
			取り組み無し	0点

評価項目及び評価基準における対象工種は、次の工種とする。

建築一式工事

評価項目及び評価基準における評価対象工事は、公告日時点において次の条件を満たす工事とする。

平成26年度以降において、元請として、完成、引渡し完了した、次に掲げる建築一式工事の施工実績があること。(共同企業体の構成員としての施工実績は出資比率が20%以上の場合のものに限る。)
工事種別：新築、増築、改築又は改修 構造：鉄骨造 延べ面積：1600m ² 以上(該当工事部分の面積)

評価項目及び評価基準における継続教育(CPD)の評価対象団体は、次のとおりとする。

<ul style="list-style-type: none"> ・建設系CPD協議会に加盟している団体 ・建築CPD運営会議に加盟している団体
--

(注)複数の技術者を配置予定技術者として入札参加申請した場合、技術者関連評価項目に係る算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。この場合、配置予定技術者の工事成績評定、施工経験及び所有資格の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。